

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

地方独立行政法人山口県立病院機構理事長（以下「実施機関」という。）が令和2年（2020年）4月20日付け令2山病本第19号で行った公文書の存否を明らかにしないで行った公文書の非開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和2年3月24日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「山口県立病院機構と山口県立総合医療センター元職員の〇〇〇〇氏との間で争われた裁判（山口地裁〇〇〇〇年（〇）第〇号）の判決文」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和2年4月20日付けで、令2山病本第19号で本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）の存否を明らかにしないで公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年4月22日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「2 記載の処分を取り消す。」との決裁を求める。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 条例について

(1) 条例第11条第2号について

条例第11条は第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

なお、同号イには「法令等の規定により、何人も公開を請求することができる情報」との記載があり、これに該当する場合は、同号本文に該当する場合も、開示することとなるが、この情報は、法令等により誰でも公開請求することができる定められている個人情報と言い、公開請求を利害関係人に限って認めているものは含まない。

(2) 条例第13条について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

ここで、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなる」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、当該公文書は存在するが非開示とする、又は当該公文書は存在しない等、公文書の存否を明らかにすることにより、当該公文書を開示したときと同様に、非開示事項の規定により保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいうとされている。

2 本件処分について

本件請求は、特定の個人が県立病院機構に対し行った裁判の判決文に関する公文書の開示を求めるものであり、仮に、当該公文書は存在するが非開示情報に該当するとして非開示決定をしたり、当該公文書は存在しないとして却下決定をしたり、あるいは審査請求人の主張するように、当該公文書の一部を非開示として部分開示決定をしたりすると、特定個人が実施機関に対し裁判を行ったという事実又は行わなかったという事実を明らかにするものと認められる。

ここで、審査請求人は、「民事訴訟法91条第1項の規定により、訴訟記録は誰でも閲覧可能とされている。したがって、審査請求人が開示請求した文書は既に公開されて

いるものと解釈することができる。」旨主張する。

この点について、裁判所の訴訟記録の閲覧については、あらゆる場合に閲覧できることになっておらず、場合によっては、裁判所での訴訟記録の閲覧が、閲覧請求権の濫用として拒否される場合がある。さらに謄写については、当事者及び法律上の利害関係を疎明した第三者に限り、請求することができること等を踏まえると、本件訴訟記録は条例第11条第2号イに規定する「法令等の規定により、何人も公開を請求することができる」とされる情報であると判断することはできない。

したがって、本件公文書の存否を答えることは、条例第11条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定により、本件公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したことは妥当である。

3 結論

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別表1のとおり

別表 1

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和3年3月16日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年7月21日	事案の審議を行った。
令和4年9月22日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和3年9月30日まで)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和4年9月22日現在)